

資料4

論点に係る議論のまとめ (ルール骨子案)



○ 京都市における住宅宿泊事業の考え方



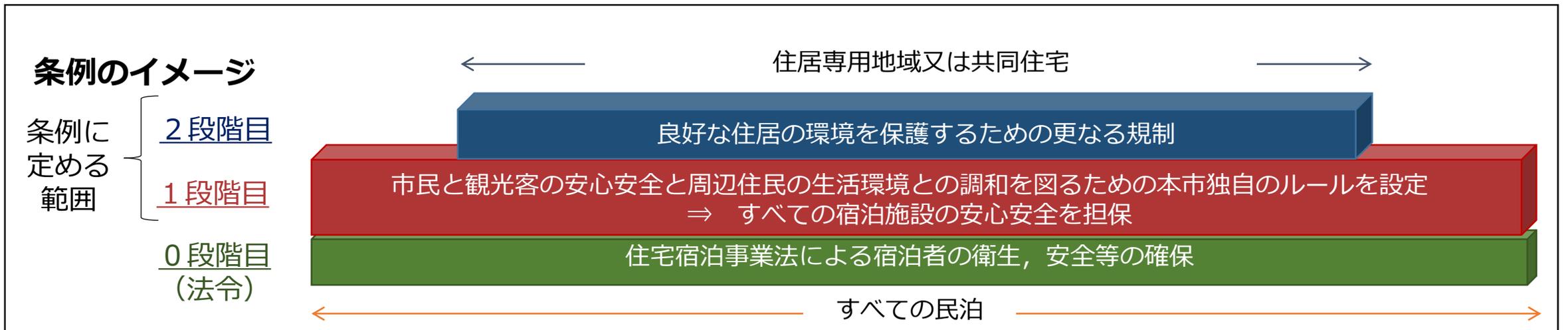
- 1 市民と観光客の安心安全を確保するとともに、周辺住民の生活環境との調和を図ることが重要である。
- 2 住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域である「住居専用地域」や、複数の住民が共同で居住する「共同住宅」などについては、特に配慮する。
- 3 京都の文化体験、観光客と市民との交流に資するなど、付加価値を持ち、旅館業法の許可が得られないものが、住宅宿泊事業に適する。

【住宅宿泊事業の好適事例】

- ・住居専用地域にある京町家
- ・ホームステイ型施設
- ・農家民宿 など

⇒ 上記の考え方を基に、住宅宿泊事業法令において明確に対応されていない課題等について、条例により措置することを検討。

※ 第18条の実施期間の制限については、住宅宿泊事業法令において条例に委任あり。
その他の事項については、法令による委任ではなく、法令の範囲内で実施条例を規定する予定



■ 論点【住居専用地域における規制】

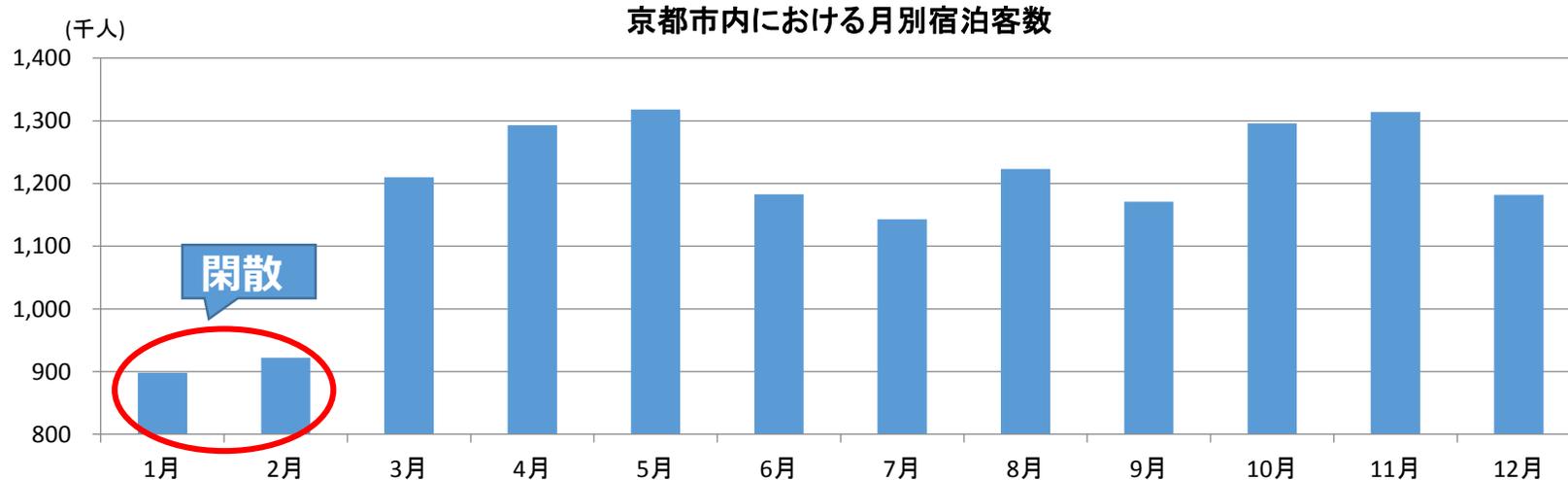


<p>課 題</p>	<p>○ 良好な住環境への影響</p> <p>京都市の住居専用地域は、住宅と観光地が混在しているという特徴があり、このような地域において住宅宿泊事業の実施を認めることは、無秩序な民泊の乱立につながる可能性が高く、本来、保護すべきものとされていた良好な住環境に悪影響を与えるおそれが高い。</p>
<p>法、政省令等による対応</p>	<p>○ 生活環境の悪化の防止の観点から、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例により、区域を定めて、宿泊事業を実施する期間を制限することができる。（法第18条）</p> <p>※ 完全規制（営業期間0日）は、合理的に必要と認められる限度を超えるとされている。</p>
<p>ルール骨子（案）</p>	<p>○ 生活環境の悪化防止を目的とした営業日数の制限の実施</p> <p><u>住居専用地域については、閑散期の1～2月（約60日）に限定して営業を認める。</u></p> <p>└ 営業制限の期間：3月から12月まで</p> <p>：家主居住型や一定の要件を満たした京町家（p10参照）については制限の対象外とする。</p>
<p>御意見・御指摘（☆は法制上の課題）</p>	<p>○ 生活環境を悪化させず、かつ、観光客がゆつたりと京都を堪能していただくため、繁忙期に営業日数制限を行うことは検討に値する。</p> <p>○ 住居専用地域以外にも、大学周辺など、市民の居住確保のため、民泊の乱立を防止すべき地域があるのではないか。</p> <p>☆ 住居専用地域における営業期間を制限するためには、京都市における住居専用地域や、制限する期間の特性を踏まえ、その理由を具体的に論証する必要がある。</p> <p>☆ 営業日数制限については、実効性担保の手法が重要である。</p>

■ 参考

- 年間で宿泊客が最も少ない1月及び2月を除き、住居専用地域には、多くの宿泊客の流入が見込まれるため、騒音等の生活環境の悪化に与える影響は大きい。
- 1月及び2月については、民泊通報・相談窓口における通報件数が少なく、生活環境の悪化に与える影響は少ないと考えられる。

■ 出典：京都観光総合調査（平成28年）



■ 出典：「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた苦情，通報

- 「民泊通報・相談窓口」に寄せられた月別苦情件数（平成28年7月～平成29年6月）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	260	255	184	226	207	148
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
件数	131	124	188	212	172	147

1月及び2月は民泊に係る通報も少ない。

(参考) 指導対象施設に占める用途不適合の割合（平成28年度）

区分	件数	割合	
用途適合	829	71.5%	
用途不適合	住専	266	23%
	工業	25	2.2%
	調整	4	0.3%
	計	295	25.5%
不明	35	3%	

■ 論点【管理者の駆け付け要件】



課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊施設に管理者が常駐しておらず、騒音等のトラブル発生時の苦情窓口や緊急時の連絡先がわからないため、対応に苦慮している。○ 火災等緊急事態が発生した場合には、即座に駆け付け対応する必要がある。
法, 政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。（法第10条）
ルール骨子(案)	<ul style="list-style-type: none">○ 駆け付け要件の設定（申請の要件） <u>営業者には原則として施設に常駐することを求め、営業者が常駐できない場合は、速やかに駆け付けられる範囲に営業者又は管理者を駐在させる。</u>
御意見・御指摘 (☆は法制上の課題)	<ul style="list-style-type: none">○ 駆け付け要件については、近隣の住民の納得が得られるかどうか重要である。○ 地域との窓口になるということを考慮すると、管理者を同じ町内の中などに置くのが一番良い。○ 管理者の駆け付け要件については、距離基準だけでなく、時間基準も採用してはどうか。☆ 「20分以内に駆け付けること」などの要件を条例に定めるべき。☆ 駆け付けるまでの分数や距離を具体的に条例で規定するのは難しいため、要綱等にするのが適当か。

■ 論点【対面による本人確認】



課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊施設に管理者が常駐せず，本人確認や鍵渡し等のための宿泊者の面接も行わないケースが多い。○ 宿泊者による騒音やタバコのポイ捨て，写真撮影など，周辺住民への迷惑行為についての苦情も多い。
法，政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊者名簿を備え付けることが義務付けられている。（法第8条）○ 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を外国語を用いて説明することが義務付けられている。（法第9条）○ 届出住宅の管理に支障が生じるおそれがある場合や事業者が不在とする場合には，住宅宿泊管理業者に管理を委託することが義務付けられている。（法第11条）
ルール骨子（案）	<ul style="list-style-type: none">○ <u>施設内における対面での本人確認と迷惑行為防止に係る説明を求める。（届出の要件）</u>
御意見・御指摘（☆は法制上の課題）	<ul style="list-style-type: none">○ 本人確認は，良質な民泊運営には必須となる事項である。○ 施設の周辺の方々も実際に宿泊客と対面しているかどうかで安心感が大きく異なる。○ テレビカメラを通じた対応は「おもてなし」や「心のふれあい」を重視する京都にはふさわしくない。○ 宿泊される人数が何人かしっかりと把握する必要がある。また，書面による説明がどこまで有効か疑問。☆ ITが進歩し，顔認識機能やパスポート等のスキャニング技術が高度化した中，施設内における対面による本人確認に限定する理由を整理する必要がある。☆ 「対面」を義務付けるに当たっては，法律のどのような規定と結び付けられるか検討する必要がある。



<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 住環境への影響 居住者にとって、共同住宅での民泊営業は隣りの住人が毎日入れ替わるようなものであり、静謐で穏やかな住環境への影響が懸念される。○ セキュリティの低下 住民の関係者以外は立ち入ることのない共同住宅内に、不特定多数の人間が出入りすることになり、セキュリティの観点から居住者の不安感の増大や、住宅としての価値の低下につながる。○ 共用部分の利用 大きなスーツケースの恒常的な搬入出などにより、エレベーター等の共用部分の損耗が早まることや、来客用駐車場、ロビー等の共用部分の利用に不公平が生じている。
<p>法, 政省令等による対応</p>	<ul style="list-style-type: none">○ なし
<p>ルール骨子(案)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 共同住宅における独自要件の設定（届出の要件）<ul style="list-style-type: none">・ <u>通常（p 4 参照）より厳格化した駆け付け要件を設定する。</u>・ <u>共同住宅の入口部分等に営業中の部屋番号等を提示させる。</u>・ <u>住人に対し、いつ、何人が宿泊に来るのか、周知させる。</u>・ <u>共有部分の使い方について宿泊者に対し周知徹底を行う。</u>・ <u>宿泊者に対し、施設内（居室を除く）において、ゲストパスを携行させる。</u>



御意見・御指摘
(☆は法制上の課題)

- 外部に表示を義務付けるなど、他の賃借人に民泊営業に係る情報が共有されることは重要である。
- 賃貸マンションについては、賃借人をいかに保護するかという政策課題は重要であり、営業者の方に制限をかけてもらう必要がある。
- ☆ 周辺環境や住民に与える影響を勘案し、共同住宅において一定戸数以上に民泊が行われた場合について、規制を厳格にすることを検討してはどうか。
- ☆ 分譲マンションの場合、建物等の管理については、管理組合による自治が認められている。



課題	<ul style="list-style-type: none">○ 賃貸住宅の流通数の減少による賃料の高騰 共同住宅の空き室が住宅宿泊事業として活用されると、賃貸住宅として市場に流通する室数が減少するため、賃貸契約する場合の賃料の高騰する恐れがある。○ 賃貸契約における更新拒絶 共同住宅において住宅宿泊事業を開業するため、既存の借入人の賃貸契約を更新しないケースが発生する恐れがある。
法, 政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 賃貸共同住宅における家主の承諾の確認 住宅宿泊事業の届出には、家主が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃貸・転貸を承諾したことを証する書面を添付する。○ 分譲マンションにおける管理規約の確認 国において、民泊営業の是非を各分譲マンションの管理規約に表明するよう通知がなされており、管理規約において民泊を禁止することとした場合、当該分譲マンションでの民泊営業は認められない。 なお、管理規約において民泊に対する方針が表明されていない場合は、管理組合の総会・理事会決議を含め、組合として禁止する方針が決定されていないことを届出の際、確認する予定とされている。○ 借地借家法（第28条）により、賃貸契約の更新を拒絶する場合は、正当な事由が必要とされている。



ルール骨子
(案)

- 分譲マンションにおける管理規約によらない居住者合意の確認（届出の要件）
管理規約に民泊が可能であることが明記されていない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを確認したことを証する書類の提出を求める。
- 賃貸マンションにおける営業要件の設定（届出の要件）
契約書等により所有者等が同事業の営業を認めていることを証する書面の提出を求める。

御意見・御指摘
(☆は法制上の課題)

- ☆ 提出を求める書類によっては、過剰な規制とみられかねないので、慎重な検討が必要である。



課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 京町家の保全・活用 京町家は、職住共存の都市の営みが蓄積されてきたものであり、歴史都市・京都固有の趣きある町並み、個性豊かで洗練された生活文化の象徴で、魅力あるまちづくりに欠くことができない市民の貴重な財産であるが、この7年間で約5,600軒が減少し、市内残存数は約4万軒となっており、空き家率も14.5%となっている。京町家を安心安全に活用する選択肢を広げ、次世代に継承していくことが急務である。○ 宿泊客と市民の安心安全の確保等 住宅宿泊事業法の届出施設は、建築基準法上「住宅」として扱われることから、旅館・ホテルへの用途変更に伴う規制が適用されない。住居専用地域や十分な幅員のない路地内などにあるものについては、市民の安心安全を確保するための措置等を検討する必要がある。
法, 政省令等 による対応	○ なし

※京町家について： 建築基準法施行（昭和25年）以前に建築された木造の建築物であって、伝統的な構造及び都市生活の中から生み出された形態又は意匠を有するもの。



ルール骨子
(案)

- 住居専用地域内における実施期間制限の適用除外
住居専用地域での京町家を活用した家主不在型の住宅宿泊事業については、同じ町内会・自治会等（又は元学区等）のエリアに管理者を置くことを条件に実施期間の制限を設けない。
- 十分な幅員のない路地内などにある京町家における安心安全を確保するための追加措置等
以下のような一定の安心安全の確保に係る追加措置を求める。
 - ・ 宿泊定員の制限、通常（p 4 参照）より厳格な駆け付け要件を課す。（届出の要件）
 - ・ 避難通路の確保を求める。（努力義務）
 - ・ 耐震性の向上を求める。（努力義務）

御意見・御指摘
(☆は法制上の課題)

- 京町家の保全・活用に向け、住宅宿泊事業法を積極的に活用していくことは必要である。
- 一方で、保存や安全面の向上に関しては、一定の水準を求めていくことも必要である。
- 京町家の活用を図るうえでは、国の方針に掲げている耐震化の促進は重要な視点であり、検討が必要である。
 - ☆ 新たな規制を設けたとしても、その実効性の確保は難しいのではないか。
 - ☆ 京都市独自の認定制度を設け、良質なものに誘導していくことを検討してはどうか。
 - ☆ 安心安全を確保するための措置等については、過剰な規制とならないよう理由の整理が必要である。



京町家が多く残る京都においては、地域とのかかわりの中で、建物単位、敷地単位にとどまらない地域全体の防火や避難の検討が必要であるとともに、活用するに当たっては、一定の耐震性能を確保するよう支援する必要がある。民泊が行われることをきっかけに、建物単体のみならず路地全体の安全性を向上させるよう誘導する。

＜袋路(路地)を安全にするための支援＞

支援事業(※)	内容
緊急避難経路整備事業	袋路等の奥から安全な避難経路を確保する工事(避難扉の設置など)に要する費用を補助
袋路等始端部における耐震・防火改修事業	袋路等の入口部にある建築物の耐震・防火改修工事に要する費用を補助
袋路等始端部整備事業	袋路等の入口部において、避難上支障となる工作物等の撤去や通路の拡幅整備など、袋路等の避難安全性を向上させるための工事に要する費用を補助

＜建築物の耐震化の支援＞

支援事業(※)	内容
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、その耐震改修工事の費用を補助

※ 平成29年度時点の支援事業状況による。

■ 論点【事業計画の事前説明・周知】



課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者から地域への説明等がなく、信頼関係が構築されていない。○ 騒音やトラブル発生時の連絡先が分からないため、対応に苦慮している。
法, 政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 営業者から周辺住民への事前説明を行うことが推奨される予定。○ 営業者の地域貢献については規定されていない。
ルール骨子(案)	<ul style="list-style-type: none">○ 事業計画の事前説明・周知（新たに届出の要件とする。） <u>地元自治会, 周辺住民等への説明義務を課す。</u>
御意見・御指摘 (☆は法制上の課題)	<ul style="list-style-type: none">○ 近隣住民への事業計画の事前説明を義務付けるのは、合理的な規制である。☆ 他の法令とも比較し、説明義務が緩くなることがないようにしなければならない。



課題	<ul style="list-style-type: none">○ 現在、旅館業法を守らない無許可営業物件が横行しており、法に則った運営を行うよう求める必要がある。○ 民泊専用のマンション等の家屋が次々と建築されることで、人の居住の用に供されない民泊専用の投資型マンション等が乱立するおそれがある。○ 住宅宿泊事業法の届出施設が賃貸営業を行った場合、宿泊客か居住者かの判別ができず、営業日数の確認が困難となる。
法, 政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業に活用できる住宅は、「生活の本拠に使用するもの」、「入居者募集が行われているもの」、「随時居住の用に供されるもの」と規定され、現に無許可営業が行われている施設や新築物件でも届出が可能となる予定である。（法第2条第1項）○ 営業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数を定期的に報告しなければならない。（法第14条）
ルール骨子(案)	<ul style="list-style-type: none">○ 無許可営業を行っている施設・営業者への対応（届出の要件） <u>届出において、当該施設において一定期間無許可営業を行っていない旨の誓約書を提出させる。</u>○ 新築物件の取扱い（届出の要件） <u>届出の対象となる「入居者の募集が行われている家屋」への該当性の判断基準として、届出以前に入居者募集が行われていた期間（建設中における募集期間は含めない。）を設定する。</u>○ 住宅宿泊事業法の届出施設において賃貸契約がなされている期間の把握（管理者の義務規定） <u>事前の届出は義務付けず、2ヶ月に1回の定期報告の際に、事後的に賃貸営業の期間等について報告するよう求める。</u>

御意見・御指摘
(☆は法制上の課題)

- 制度的には難しいかもしれないが、違法民泊に対する市民の厳しい声があることを鑑みて、一定の規制は必要ではないか。
- 新築物件における届出を受け付けない一定の期間については、旅館業法の許可取得にかかる時間を考慮し、それよりも短くならないように設定し、旅館業許可取得に誘導すべき。
- 現に無許可営業を行っている施設については、無理に厳格にせず、定められたルールを守ってもらえるかどうかで判断すればよいのではないか。
- 無許可営業を行っていない旨の誓約書の提出については、無許可営業施設が相当数存在すると想定される実態に鑑み、無許可営業を潜行させ、かえって規制の実を損なうおそれがあるため、慎重に検討を要す必要がある。
- 賃貸契約期間の把握は、営業日数の確認と同様に当然すべきものと考えている。
- ☆ 無許可営業物件及び新築家屋の取り扱いについては、届出要件の審査を適正に行うことで対応すべきであり、特別の規制を課すことは相当であるとは思わない。
- ☆ 届出を受け付けないことは困難であるが、誓約書の提出については、法的に可能ではないか。

■ 論点【営業者等の要件等】



課 題	<ul style="list-style-type: none">○ 所有者と現地管理者（清掃，管理）等が異なる場合，営業者（運営を統括し，責任を負う者）が明確ではなく，行政の指導監督の困難さやトラブル発生につながっている。（旅館業営業許可においては，申請者が国外在住という事例も珍しくなく，行政指導の実効性が担保されない事象も発生している。）○ 事業者から地域への説明等がなく，信頼関係が構築されていないため，事業者と周辺住民との間でトラブルが多発している。○ 「名寄せ」の仕組みがないため，住民票の移転を繰り返すことにより，一人で複数の家主居住型の施設を営業することができ，住宅宿泊管理業者への委託義務を逃れるおそれがある。
法，政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業者が衛生確保や苦情への対応等の義務がある。ただし，家主不在型の場合は，委任を受けた住宅宿泊管理業者がその義務を負う。○ 営業者の住所地の要件に関しては規定されておらず，国外居住者も住宅宿泊事業を行うことができる。○ 営業者から周辺住民への事前説明を行うことが推奨される予定。
ルール骨子（案）	<ul style="list-style-type: none">○ 行政指導の実効性を担保するための方法（届出の要件） <u>営業者が国外居住者または外国法人である場合には，営業者に対して，国内に営業の管理を行う代理人を置くこと等により，行政の指導監督等に適切に対応できる体制を構築することを求める。</u>○ 家主居住型における事業者の居住要件（届出の要件） <u>家主居住型の営業については，住宅宿泊事業者が使用する家屋において，一定期間以上，継続的に居住していることを要件とする。</u>○ 自治会・町内会への加入など，地域活動への参加・協力（努力義務） <u>自治会等への加入や協定書の締結など，地域の一員として地域活動への参加・協力を努める。</u> <p>※ 一定の水準を満たした施設について，本市独自の認定制度等を検討する。</p>



御意見・御指摘
(☆は法制上の課題)

- 家主が申請物件を生活の本拠としている実態について、公共料金の領収書等で確認する必要がある。
- 優良な営業者に対する表彰制度などにより、誘導を図ることも検討する必要がある。
- ☆ 家主居住型の事業者の居住期間に制限をかけるのであれば、期間設定の根拠を整理する必要がある。
- ☆ 自治会等の任意の団体への加入義務を認めるのは困難である。

■ 論点【衛生の確保】



課題	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業法の届出施設は住宅を宿泊施設として活用するため、旅館業法等により通常の宿泊施設に求められている安全や衛生に係る構造設備基準を満たさない場合が想定され、本市が「おもてなし」の大前提として考える「宿泊客の安心安全」を確保するには不十分な宿泊施設が増加することになる。
法, 政省令等による対応	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業で使用する家屋内に、台所、浴室、便所、洗面設備などの設備が設けられていることが規定されている。(法第2条)○ 各居室の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃など、宿泊者の衛生の確保を図ることが義務付けられている。(法第5条)
ルール骨子(案)	<ul style="list-style-type: none">○ 設備要件の設定(届出の要件) <u>住宅宿泊事業については、可能な限り旅館業施設に準じた設備要件を設定する。</u>○ 衛生管理の基準の設定(管理者の義務規定) <u>住宅宿泊事業については、可能な限り旅館業施設に準じた管理基準を設定する。</u>
御意見・御指摘(☆は法制上の課題)	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅宿泊事業法では宿泊者一人当たりの寝室面積に関する規定がないため、独自の要件設定を検討する必要がある。☆ 住宅宿泊事業は住宅の活用であるため、旅館業と同じ構造設備要件や衛生管理を求めるには、その理由を整理する必要がある。

■参考 旅館業法と住宅宿泊事業法における構造設備基準等の比較



		旅館業法（簡易宿所）	住宅宿泊事業法	
構造設備基準	客室	室数	制限なし。ただし、2人以上定員の客室数が客室総数の過半数以上	規定なし
		面積	延床面積33㎡（宿泊者数を10人未満とする場合は、3.3㎡×宿泊者数）以上	床面積に応じた宿泊客の制限であって厚生労働省令で定める。
	入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる規模を有すること。	台所、浴室、便所、洗面設備その他当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。	
	洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模を有すること。		
	便所	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数を有すること。		
	窓面積	客室床面積の8分の1以上とすること。	規定なし	
その他	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	規定なし		
衛生措置基準	1人当たりの寝室面積	洋室：3.0㎡（階層式寝台を置く場合にあっては2.25㎡）以上 和室：2.5㎡以上	規定なし	
	その他	換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。	定期的な清掃その他の宿泊者の衛生の確保を図るために必要な措置であって厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。	

※ 旅館業法においては、この他、国のガイドライン（旅館業における衛生等管理要領）に基づき指導を行っている。

■ 論点【適正な廃棄物処理】



課 題	○ 住宅宿泊事業から排出されるごみは、事業系廃棄物として適切に処理しなければならないが、家庭ごみとして排出されているケースがある。また、不法投棄として検挙された事例がある。
法, 政省令等による対応	○ 廃棄物の処理方法を担保させる規定はない。
ルール骨子(案)	○ 事業系廃棄物として適正な処理の担保（管理者の義務規定） <u>廃棄物処理業者との契約書の写しの提出, 又は, 計量票や領収書などの写し等, 適正な廃棄物処理を行った証拠書類を添付した報告書の提出を義務付ける。</u>
御意見・御指摘	○ 民泊から排出されるごみは、事業系ごみとして処理するという認識は一致している。



<p>課 題</p>	<p>○ 違法不適切な宿泊施設の適正化を更に進めるためには、宿泊施設に係る規制のみならず、利用者が違法不適切な施設を利用しないことを規範化する必要がある。</p>
<p>法, 政省令等による対応</p>	<p>○ なし</p>
<p>ルール骨子 (案)</p>	<p>○ 迷惑行為の抑止（利用者の責務規定） 宿泊観光地に係るマナーを明示する。 （例）・早朝，夜間に，旅行かばんを引く音などの迷惑な騒音をたてないこと。 ・大声，大きな物音などで，周辺に迷惑をかけないこと。 ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないこと。 ・施設の周りに，きまりに反したごみ出しをしないこと。 など</p> <p>○ 違法な宿泊サービスの抑止（利用者の責務規定） 宿泊者が違法な宿泊サービスの提供を受けないよう求める。 宿泊者から本市のルールを守れていない民泊施設の通報等の奨励</p>
<p>御意見・御指摘 (☆は法制上の課題)</p>	<p>☆ 努力義務とするのであれば、条例で規定するまでもないように思われるので、条例に規定する必要性を整理する必要がある。</p>